

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

今日の議題は令和四年度総予算三案の委嘱審査であることから、国税、地方税の収入に関わり、また私自身、平成十九年の一期目から継続的に確認し続けております政策課題について、まず確認をしたいと思います。

私、三十歳で初当選をさせていただいて、ちょうどその世代だということで、初質問のときから一貫して就職氷河期世代のことに取り組んでまい

りました。私は本当に運と縁と巡り合わせで最初から会社員として社会に出て仕事をするのができましたが、同世代の多くが、どれだけ働きたいと願っても、思うように職に就けないまま社会に出ざるを得なかった世代です。この世代は今四十歳代半ばを迎えており、一般に現役世代の中軸として社会を支え、牽引する役割が期待されています。

しかし、例えば総務省の基本統計である労働力調査、令和四年三月四日公表によっても、いまだに総じて就職氷河期世代の非正規雇用が多い状況にあります。

就職氷河期世代が望んでも正規雇用になれなかったことによる経済的損失を正しく把握し、証拠に基づく政策立案、政府が進めているEBPMの必要性については、十年前の社会保障と税の一体改革特別委員会で指摘し、税収に与える影響額について当時の財務大臣と総務副大臣から答弁があり、また四年前の予算委員会では、対象を就職氷河期世代に限定し、財務大臣、総務大臣から国税と地方税のマイナスの影響額について答弁がありました。

現在の影響額について、まず総務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員におかれましては、長きにわたりまして就職氷河期世代の問

題に取り組んでおられます。心より敬意を表したいと思えます。

いわゆる就職氷河期世代の非正規雇用者が正規雇用者と同じ年収を得ていないことによる個人住民税への影響についてでございますが、御指摘のとおり、前回総務省に御質問いただきました令和二年三月の試算時と同じ仮定を置き、更新して試算いたしますと、八百億円程度の減収となるところでございます。

○吉川沙織君 今総務大臣から個人住民税はマイナス八百億ということでしたが、では財務省、国税に与える影響額、教えてください。

○政府参考人（青木孝徳君） 国税について、影響額の御質問ございました。

御指摘の影響額につきましては、これも総務省と同じですけれども、前回と同じ仮定を置きまして、統計の数値を更新した上で機械的な試算を行っております。

具体的に申しますと、令和二年分の統計を用いまして、いわゆる就職氷河期世代である三十代半ばから四十代半ばの雇用者数に対して就職氷河期以前の世代と比べた非正規雇用率の差分と、正規雇用者と非正規雇用者との間の所得税額の差額を乗じまして試算したところ、マイナス四百五十円程度となっております。（発言する者あり）マイナス四百五十億円程度となっております。

なお、この試算につきましては、企業収益などへの影響や雇用者数そのもの変化が税収に与える影響などが捨象されておりますので、様々な留意点がございまして、慎重な解釈が必要というふうに考えております。

○吉川沙織君 今それぞれ、総務大臣と財務省から御答弁いただきました。

確かに、一定の仮定を置いての計算、試算でございますし、減収額が一見減っているようにも見えなくはないんですけど、これを前提に置くかで変わるでしょうし、影響が大きいということに変わりはないと思っております。

また、就職氷河期世代、今ちょうど私もここに議席を預かって十五年目なんで、ちょうど四十五歳なんですけれども、この世代があと二十年程度年を重ねていけば年金受給世代になります。そうしたら、その世代が思うように年金を納められなくて受給することができない、生活保護を受給する側に回ったらどうだろうということ、生活保護費の試算については民主党政権時で、生活保護費の出ています。社会保障費は一度しか試算が出てきていません。社会保障費は総予算に占める割合非常に多々ございます。社会保障費を含む総予算に関することでもあり、EBPMとやらを推進するということであれば、遠くない将来に備えて推計すべきだと思っておりますので、今後も指摘を重ねていきたいと思えます。

今の問いで総務省の基幹統計である労働力調査を紹介しましたが、このように法に基づく統計に限らず、意思決定の基盤、施策の有効性を検証する基礎となるデータの確、正確であることは行政の信頼性の確保に不可欠だと思います。

私自身、過去十四年にわたって定期的に確認しているのが、東日本大震災のときでも、後の調査結果を見ますと、何を聞いて避難したかという一番目に来ていたのが、テレビはもう電気の供給がなくなれば見えなくなり、そこそこにあるスピーカーから聞こえてきた同報系防災行政無線の逃げて、逃げろの声だったという、こういう結果が出ています。ですから、この同報系防災行政無線の整備率については、こだわって定期的に十四年確認し続けてまいりました。

まず、最新の整備率、公表されている整備率と、市町村合併が進む前の市町村単位に置き直した実質の整備率について、消防庁にお伺いいたします。  
○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

令和三年三月末現在、千五百二十三市区町村、八七・五%の市区町村が防災行政無線などを整備をしております。また、多くの市町村合併が行われる前の平成十六年三月末での市町村の数である三千百五十五を基に、令和三年三月末時点の防災行政無線などの整備率を個別に確認し、改めて算

出をいたしますと、その整備率は八五・四%でございます。

○吉川沙織君 これまで、最初にお伺いしましたのが、平成二十一年三月以降ずっと伺ってきたわけですけれども、それまでは、公表されている整備率というのは基本的に、市町村合併が終わったA町とB町が一緒になってC市になった場合、A町に整備されていてB町になくても、C市は整備済団体として計上されてまいります。

ですから、市町村合併の効果を抜いたもの、A町にあつてB町にないんだつたら、その数字を比較して出してもらっていて、その乖離というのは、令和二年にお伺いするまでは大体、その実質の整備率と公表されているもの、つまり公表されているものと市町村合併効果を抜いたものだと大体整備率に四%ぐらいの差がありました。これが前回の答弁から大体二%ぐらいに縮まって、ではなぜなんだろうということでお伺いしたり消防白書を拝見したりすると、今まで計上していなかったものの、これが同等の機能に値することによって整備率の計算に加えた旨、令和二年八月二十六日の災害対策特別委員会、令和二年十一月二十四日の当委員会でも、それまでは、消防庁は、同等、同報系防災行政無線の機能の同等じゃなくて同時一斉ということにこだわって整備してきたはずで、それ

以外が補完でしかないのであれば、統計の継続性や政策のその裏に何かがあるのかということを考えて、ほかのものを計上して公表するのであればあくまで参考値として公表するのが筋ではないかと重ねて指摘申し上げましたところ、令和二年十一月二十四日の当委員会で消防庁からこう答弁がありました。「委員の御指摘も踏まえまして、統計の継続性についても十分考慮してまいりたいと考えております。」とありましたが、その後の対応について教えてください。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

統計の連続性と整合性を図りますために、令和二年の消防白書から防災行政無線などの内訳の数値につきましても公表をすることといたしておりました。令和三年版の、今年、令和三年版の消防白書におきましても同様の記載をしております。

今後とも、今後の白書におきましても、引き続き令和三年版の白書と同様の記載とさせていただきます。とさせていただきます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。  
平成三十年、令和元年、令和二年、令和三年で書きぶりが少しずつ変わっています。令和二年と令和三年は、今答弁いただきましたとおり、それまでと違う数字を乗つけた上で整備率を公表していますというのが消防白書を拝見すれば分かるよ

うな形に改めていただきました。

正しい数字を私たち立法府側が知ること、何より国民の皆さんが知ることは、いろんな政策判断、予算組むに当たっても政策評価するに当たっても大事だと思います。ですので、こういう対応をしていたこと自体は、それまではちよつとあれつと思つたんですけど、感謝していますし、ただし、統計等データが正確であることはもちろん今も申し上げましたけれども、立法府に対してのみならず国民に対して誠実に数字を示し、政策の連続性、統計の継続性と公表の在り方、とても大事だと思っています。

先週、三月八日、総務大臣の所信に対する質疑では、統計行政を所管するのが総務省ということでしたので、総務大臣と総務省の政策統括官のみに統計行政についてお伺いしましたけれども、この間の統計不正を受けての再発防止策、主にやり取りをさせていただきましたが、ここからは、残念ながら昨年未だに発覚をしました国土交通省における統計の不適切な事案についてお伺いしたいと思います。

総務大臣の所信において、「建設工事受注動態統計調査に係る事案が判明し、公的統計の信頼性に疑義を招いたことは大変遺憾」、こう述べられました。経済産業省の統計不正を受けての一斉点検、そして厚生労働省の統計不正を受けての一斉

点検の際、国土交通省の統計に対する指摘あったかと思いますが、総務省にお伺いいたします。

まず、経済産業省の繊維統計の不正を受けての一斉点検で国交省に行われた指摘って何でしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

繊維流通統計調査の不適切な処理を契機に、平成二十九年一月に一斉点検を行いました。その際、国土交通省の基幹統計調査に関して報告があったものですが、調査計画上の公表期日よりも実際の公表が遅れていたとの報告が五つの調査についてございました。具体的には、港湾調査、鉄道車両等生産動態統計調査、船員労働統計調査、自動車輸送統計調査、法人土地・建物基本調査の五調査でございます。

また、船員労働統計調査については、公表期日からの遅れに加えて、調査対象者の数が調査計画上の数よりも少なかったとの報告がございました。

○吉川沙織君 今、平成二十八年の末に発覚をした経済産業省の統計不正を受けて行われた一斉点検での国土交通省の指摘の統計が五調査あったということをお教えいただきました。

では次に、平成三十年末に発覚をした厚生労働省の毎勤統計の統計不正を受けて行われた一斉点

検において国土交通省が指摘を受けた統計について教えてください。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

毎月勤労統計調査の不適切事案を契機に、平成三十一年一月に一斉点検を行いました。この基幹統計の一斉点検におきましては、国土交通省所管の七統計について報告を受けております。

具体的には、建設工事統計のうち、建設工事受注動態統計調査の大手五十社の調査において事業者からの報告内容に誤記載があり、結果数値の訂正が必要というものでございます。

それから、建設着工統計におきまして四項目の報告がありました。一つは、抽出方法を示す告示が未修正であった、二番目が、都道府県における抽出作業の手順が国が示した手順と相違していた、三番目が、調査計画上の集計事項が一部未集計、未公表であった、四番目が、公表が期日よりも遅延していたというものでございます。

次に、鉄道車両等生産動態統計におきまして二項目ございました。一つは、調査計画上の集計事項の一部が未集計、未公表であった、それから公表が期日よりも遅延していた。

次に、自動車輸送統計、港湾統計及び造船機械統計におきましてそれぞれ二項目ありまして、一つが、公表が期日よりも遅延していた、二番目が、

調査計画上の公表方法との相違があった。

最後に、法人土地・建物基本統計におきまして、公表が期日より遅延していた。

以上の点検結果が報告されております。

○吉川沙織君 一回目の一斉点検において、国交省は五統計五調査でまずい処理があったと言われ、その後行われた一斉点検では数が増えて七調査になったということでした。

しかも、今の御答弁拝聴しておりますと、五調査、七調査のうち、幾つか同じものが重なっているような気がするんですけど、一回目の一斉点検と二回目の一斉点検で同じ調査で指摘項目挙がっちゃっているんじゃないかと思うんですけど、幾つありますか。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

今御指摘のありました平成二十九年と三十一年の一斉点検において共通して報告されている国土交通省所管の統計でございますが、四つございまして、鉄道車両等生産動態統計、自動車輸送統計、港湾統計及び法人土地・建物基本統計でございます。

○吉川沙織君 一斉点検、この前の三月八日の総務委員会でも指摘申し上げましたけれども、各府省庁は誠実に対応されるものだと当時の総務大臣何回も答弁されましたし、自己点検という手法が

これ本当に効果上がるのかどうかというのは、二回やって二回、五と七で数増えた上に四つ重なっているんじゃないや意味がないと言わざるを得ないような状況にあります。

ここで、国土交通省に伺います。

昨年末、不適切な取扱いが発覚した国土交通省の建設工事受注動態統計調査の結果は、法令上どのような利用がされているか伺います。

○政府参考人（大澤一夫君） お答え申し上げます。

建設工事の受注動態統計調査でございますけれども、法令上その利用は規定されているというものはございません。

その上で利用状況を申し上げますと、同調査の結果は、内閣府の月例経済報告、建設総合統計、中小企業庁のセーフティーネット保証による業種指定、そのほか政策立案、民間の経営判断に活用されているものと承知してございます。

○吉川沙織君 なぜ私、法令上どのような利用がされているかとお伺いしました理由は、令和四年一月、国土交通省が出した資料に、その問いで今の答弁が書いてあったからお伺いしたわけですが、それでも、いずれにしても、内閣の月例経済報告、建設総合統計等に使われているということでした。では、建設総合統計について伺います。

建設総合統計とは、どの統計を基に推計、公表

されているものでしょうか。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。建設総合統計は、建設工事受注動態統計調査及び建築着工統計調査の二つの統計を基に建設工事の出来高を推計することにより作成してございます。

○吉川沙織君 実は、建設総合統計は今答弁いただきました建設工事受注動態統計調査と建築着工統計調査を基に推計、公表されているということでしたが、今この組合せ、建設総合統計、建設工事受注動態統計調査は今回発覚した不適切な取扱いが行われた統計です。

で、もう一個、建設着工統計調査というのは、一斉点検、一回目と二回目の二回目の際に、一番項目が、指摘項目、さっきの答弁で明らかになりましたけれども、一斉点検の際、一番多くの項目で指摘を受けたのが建設総合統計の一角を占める建築着工統計調査です。つまり、この二つを基に推計、公表されている建設総合統計自体も信頼性が大きく揺らいでいることになります。

そこで、まず国交省に伺います。前回の点検で、一斉点検で問題とされた建築着工統計について、指摘された複数の項目は全て改善されたんでしょうか。国交省に伺います。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。毎月勤労統計の不適切事案を受けました一斉点

検におきまして、建築着工統計調査の一部でございます補正調査、これにつきまして、一点目として、一部の都道府県におきます標本の抽出作業の手順が国土交通省が示している手順と細部におきまして相違していたとございます。

これにつきましては、平成三十一年一月、改めて適切な手順で抽出するよう該当の都道府県に指示をしたところでございます。

二点目といたしまして、標本抽出方法を示す告示がございました。必要な修正が行われていなかったということがございましたので、当該告示につきまして令和二年五月に改正をいたしてございます。

三点目の、調査結果の公表が調査計画上の公表期日から遅延していたという点でございます。約六か月の遅延をしていたという実態との乖離を解消するために公表期日の見直しを実施したところでございます。

しかしながら、見直し後の公表においても、作業の遅れから約一か月の遅延が生じております。この点につきましては、今後改善を図ってまいります。

それから、四点目といたしまして、これは建築着工統計の本体の調査でございます。計画上の集計事項の中に集計、公表されていないものがございます。このことにつきましては、令和二年の

二月に調査計画の見直しを行ってございます。

○吉川沙織君 今、国交省の四つの項目に対する、もう改善されているんだかされていないんだかよく分からない答弁ありましたけど、総務省、どうでしょう。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答え申し上げます。

今国土交通省から御答弁ありましたとおり、四項目の指摘があったわけですが、抽出方法の変更に伴う告示の修正、それから、抽出作業の手順に関する都道府県の指示、調査計画の集計事項の整理につきまして必要な改善が進められているというふうには伺っております。

それから、同じく答弁がございましたように、調査結果の公表時期につきましては、調査計画を変更し、約六か月遅延していた実態との乖離の解消に努めてこられたものの、なお作業の遅れから公表の遅延が続いているものと承知しておりますが、この点につきましても引き続き国土交通省において改善が図られると承知しておりますので、総務省といたしましても、改善状況のフォローアップを引き続き行ってまいり、必要がありましたら技術的助言を行うように努めてまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 改善が進められているとか注視したいとかいうことでしたので、完了はしていない

ということだと思えます。

なぜこの建設総合統計を取り出してお伺いしたかと申しますと、衆議院予算委員会等で、今回不適切な取扱いが発覚した建設工事受注動態統計調査はGDPの算定に当たって直接は使われていない、算定に使われるのが建設総合統計であることに殊更に強調されていたからです。

では、今回の建設工事受注動態統計調査における不適切な処理が建設総合統計にどう影響するのか、簡潔に国交省答えてください。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えします。

今回の不適切処理は、建設総合統計のうち、建設工事受注動態統計調査を基に作成される部分に影響を及ぼすこととなります。この受注総額の、この部分の建設投資額の推計におきましては、建設工事受注動態統計調査の受注総額の伸び率を用いてございます。この受注総額の伸び率を算出する際、現在と過去の受注総額に二重計上等の影響があったとしても、同一の要因であれば打ち消し合うこととなるため、その影響は軽微であると考えてございます。

○吉川沙織君 一月二十四日の衆議院の予算委員会、一月三十一日の衆議院の予算委員会で同じ答弁されています。

気になるのが、双方の影響、不適切な取扱い同士であっても同一の要因であれば影響は軽微と、

こうなっているんです。同一の要因って、根拠何ですか。

○政府参考人（大澤一夫君） 同一の要因とは、比較する過去と現在の建設工事受注動態統計調査の値の双方に合算処理や二重計上等の不適切な処理による影響が同様に生じていることと考えてございます。

○吉川沙織君 合算、この書換えはいつ始まったかというところ、平成十二年のこの統計が始まった、でもそれも正確に分からない。影響の大小は、同じ推計方法同士であったとしても書換えのパターンと毎月の受注額の組合せ次第ですので、この合算、書換えがいつ、どの程度、どのボリュームで行われたかって全部把握されているんですか。しているか、していないかだけ教えてください。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。これらの不適切な処理が受注総額、伸び率に具体的にどの程度影響を与えていたかという点につきましては、議員おっしゃるとおり、調査票の精査がやはり必要になってまいります。したがって、現時点で正確に申し上げることは困難でございます。

このため、建設総合統計への影響につきまして、統計の専門家から成ります遡及改定検討会議、これを立ち上げてございまして、建設工事受注動態統計調査に関する議論を踏まえつつ検討を進めて

いくといったところでございます。

○吉川沙織君 書換えとか合算をどの程度、どの期間、どのボリュームでやったか分からなければ影響の大小は分かりませんし、同一の要因であれば打ち消し合うから影響は軽微というこの前提は残念ながら大きく崩れます。となると、GDPに与える影響は軽微、同一の要因であればという全部留保付いているんです、答弁見ると。それが分からないのであれば、GDPに与える影響は大きいという可能性も否定できないと思います。

調査票の精査が必要だとおっしゃいますが、じや、調査票いつから残っているんですか。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。建設工事受注動態統計調査につきましては、平成二十八年度分以降、紙の調査票が保存されてございます。

○吉川沙織君 何か、それ以前のものほどの程度書換えされたか合算されたかさっぱり分からないのに、影響が云々というのはなかなかしんどいかなと思います。

調査票が残されているのは平成二十八年度分以降ということでしたが、一月三十一日の衆議院予算委員会の国交大臣の答弁によれば、調査票が数十万枚保存されているとのこと。一月十四日のこの調査報告書拝見しますと、この消し跡をチェックしていたら室内の雰囲気が悪くなったとい

うのがありますし、業務緩和のためには優先順位を付けて精査することも必要だと思います。

平成二十八年度以降、調査票は残っているということでしたが、平成二十九年度以降に国民経済計算の計算手法は変わっていますから、優先順位を付けて、例えば平成二十九年度以降から先にやるとか、優先順位を付けて処理されてはいいかがでしょうか。見解がなかったら、ないで結構です。

○政府参考人（大澤一夫君） お答えいたします。建設工事受注動態統計調査につきまして、できる限り早期に適正な姿に改定すべく、先ほど申し上げました遡及改定検討会議をしっかりと進めてまいります。この中で、GDPの推計に用いられております建設総合統計についても、建設工事受注動態統計調査に関する議論を踏まえつつ検討を進めます。

建設工事受注動態統計調査の数値の遡及改定に当たりましては、検討会議において統計の専門家の方々に御審議をいただきながら、平成二十八年度分以降数十万枚保存されております調査票につきまして精査を実施する必要があります。一定の時間が掛かると承知してございます。

また、GDPの推計に用いている建設総合統計では、当該年度と過年度の建設工事受注動態……（発言する者あり）

○委員長（平木大作君） 答弁は簡潔にお願い

たします。

○政府参考人（大澤一夫君） はい。

調査の比較、伸び率を用いて推計してございませう。したがって、直近の結果のみならず、過去年度、過年度の時系列データの遡及改定が必要となるため、一定の時間が必要となるものでございませう。

国交省といたしましては、早急に検討を進めてまいります。

○吉川沙織君 質問は端的に申し上げておりますので、お伺いしたことについてお答えいただくのが誠実な答弁かと思っております。

今回の国交省の対応、この間、総務大臣、やり取りお聞きいただいたかと思っておりますが、統計法違反に問われてもおかしくはなく、調査報告書を取りまとめた委員長によりますと、統計法に違反するかは所管する総務省の判断とお述べになっております。

統計法を所管する総務大臣、これは統計法違反と言えるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） 今、吉川委員と、それぞれ議論を聞いておりました。これまでの経緯も含めて、いろんな御指摘を賜りました。

今般、国土交通省で明らかになった調査票の書換えによる合算は、元々の調査票に記入されてい

た正しいデータが損なわれ、誤りのおそれがある場合の再計算などができなくなったものであり、また、二重計上は、不適切な統計処理により誤った統計数値を公表するに至ったものでございませう。統計法は、その目的に有用性の確保を掲げ、また基本理念では公的統計の作成に当たって適切かつ合理的な方法や信頼性の確保を求めていますので、こうした統計法の目的や基本理念に照らせばいずれも適切ではなかったものと考えております。

こうした国土交通省の事案がこれまでに行われた点検で把握できなかったことは遺憾であり、現在統計委員会では、今回の点検を実効あるものとするべく、今般の事案の精査を行い、課題や問題の抽出を行うとともに、過去に行われた点検の結果も踏まえた検討もなされるものと承知をしております。総務省といたしましては、統計委員会の検討を全面的に支援をし、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

○吉川沙織君 今、残念ながら答弁いただけなかったと思っております。

前回の総務委員会で、統計法の基本理念に反するか反しないかというお答えは、基本理念に照らして適切ではなかったものという御答弁いただきましたけれども、統計法第六十条の第一号、二号があつて、どちらかといえば、隠蔽したことを殊

更におっしゃる方もいますが、私は、二の「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」に今回は、逐条解説なんかも拝見しますと、当たると思ひます。

ですので、今回このケースでこれを適用しなければいつ適用するのか、この統計法を、というふうな感じですし、総務省として判断できない基準はもう少し明確にすべきですし、見かけ上、政府はEBPM言っていますし、統計改革言っています。統計不正のために再発防止策取りまとめて、統計は重要と言ってきたのに、一斉点検をかくぐるように書換えを行っても統計法違反に問われないということはゆゆしき事態であるということをお申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。